

八幡浜市低入札価格調査制度運用要領

〔平成23年3月25日〕
制 定

改正 平成23年11月24日制定 平成25年 6月11日制定
平成26年 2月28日制定 平成28年 4月28日制定
令和 元年 9月19日制定 令和 4年 3月17日制定
令和 4年 4月25日制定

第1 対象工事

請負工事設計額が1,000万円以上の建設工事

第2 調査すべき基準価格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の計算式により得た額（当該額が予定価格の92パーセントに相当する額を超える場合にあっては当該92パーセントに相当する額とし、予定価格の75パーセントに相当する額に満たない場合にあっては当該75パーセントに相当する額）とし、契約ごとに、市長が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 土木工事： $(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$
- (2) 建築工事： $\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.1$

第3 予定価格表への調査基準価格の明記

調査基準価格を設定したときは、予定価格表（八幡浜市建設工事執行事務取扱要綱（平成17年要綱第54号）様式第4号）を作成し、その額を記載するものとする。

第4 指名業者への周知

低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、契約担当者は、入札参加者に交付する書面に次の事項を記載するとともに、入札執行の際に次の事項を重ね

て説明し、問題が発生しないよう配慮すること。

- (1) 八幡浜市契約規則（平成17年規則第45号）第16条第1項の規定により、最低価格の入札者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了し、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査したうえで、落札者を決定し、その結果を後日通知すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

第5 調査基準価格未満の入札への対応

調査基準価格未満の入札があった場合、入札執行者（契約担当者）は当該入札者に対し、その場で契約意思の確認を行うこと。その際、契約意思が確認された場合には「落札者の決定を保留します。」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定し、通知する。」旨を告げて当該入札を終了すること。また、契約を辞退する旨の申出があった場合において、次順位者が調査基準価格未満の入札をしていたときは、同様の措置を講ずること。

第6 失格と判定する基準

- (1) 契約担当者は、第5により入札を終了した場合は、調査基準価格未満の入札者が次の基準（当該入札者が共同企業体である場合は、イの基準とする。）を満たさないときは、第7に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定すること。当該調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が当該基準を満たさなくなった場合も同様とすること。

ア 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格未満の入札を行った他の市発注工事（共同企業体方法によるもの及び完成検査が完了しているものを除く。）について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。

イ 数値的判断基準

入札時に提出した工事費内訳書の次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとの金額が、同表右欄に定める数値的判断基準を満たしていること。

工事の費目	数値的判断基準
直接工事費	発注者の設計額における直接工事費の90パーセント以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計額における共通仮設費の80パーセント以上の金額であること。
現場管理費	発注者の設計額における現場管理費の80パーセント以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計額における一般管理費の30パーセント以上の金額であること。

- (2) 契約担当者は、第5により終了した入札について、前号により失格となった者以外の者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を調査対象者又は落札者として決定すること。この場合において、調査対象者を決定したときは、速やかに第7の調査を実施し、落札者を決定したときは、その旨を入札参加者全員に通知すること。

第7 調査の実施

契約担当者及び工事担当所属長等は、以下の取扱いに従い、当該低入札価格に合理的な理由があるかどうかを調査する。

- (1) 入札終了後、調査対象者に対し、速やかに次により調査を行う旨を伝えること。
- ア 調査をする調査項目（別紙1-1）を配付し、速やかに調査項目について文書で回答を求めること。
 - イ 当該入札時に提出した工事費内訳書の内容を聴取すること。
 - ウ 調査対象者が調査対象予定工事を下請負させる場合は、当該工事における第1次下請予定者及びその契約予定金額を記載した書面（施工体制台帳の様式を参考に作成させる。）の提出を求めること。また、当該下請予定者からの確認書（別紙2）の提出を求めること。
- (2) 各調査項目への回答内容について、以下の点に留意して調査すること。
- ア その価格により入札した理由

当該入札価格の積算内訳について以下の調査を行い、当該入札価格で当該工事の安全で良質な施工が可能かを確認する。

(ア) 仕様及び量

- a 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。
- b 設計図書での要求事項を理解して見積りを行っているか。
- c 指定の数量によって積算されているか。

(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)

- d 指定の工法によって施工することとしているか。

(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

(イ) 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(ウ) 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上内容について確認を行う。

(エ) 現場管理費

現場管理費の計上内容について確認を行う。

(オ) 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

イ 手持工事の状況

手持工事の状況、配置予定技術者及び技術者配置状況について、以下の調査を行う。

(ア) 手持工事の状況

契約対象工事付近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の削減が可能か確認を行う。

(具体的には、営業損料、現場管理費等の削減が可能かどうか。)

(イ) 配置予定技術者及び技術者配置状況

- a 契約対象工事に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持工事の状況との関係を確認する。
- b 予定技術者について、名簿の提出を求め調査対象者との雇用関係の

確認を健康保険証等の写しにより確認する。

ウ 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）

契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫、資材置場その他の工事現場等との地理的条件内容について、以下の調査を行う。

（ア） 監督業務及び資機材の運搬、管理等において、地理的条件等を鑑み、経費等の削減が可能かどうかを確認する。

（イ） 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

エ 手持資材の状況

手持資材を契約対象工事で活用しようとしている場合は、具体の数量、活用方法、保管状況その他必要な事項を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ① 仮設鋼矢板及び支保材、足場材その他二次製品を活用する。
- ② コンクリート用型枠等を活用する。
- ③ 安全管理資材を保有している。
- ④ 契約対象工事に関連する手持資材の活用に優位性がある。

オ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

契約対象工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合は、その根拠を資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- ① 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- ② 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- ③ 永年にわたり取引がある。

カ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法

契約対象工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- ① 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- ② 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- ③ 系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

キ 労務者等の具体的供給方法

労務者の確保計画及び配置の内容について、以下の調査を行う。

- (ア) 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能であるかの確認を行う。
- (イ) 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認を行う。

ク 過去に施工した公共工事の名称、発注者及びその工事成績状況

上記の内容について、以下の調査を行う。

- (ア) 過去に施工した2、3例の公共工事（市発注工事を施工していないときは、その他の公共工事）について、その契約書、施工体制台帳、完成検査結果通知書、請負代金内訳書その他必要書類の提出を求め、内容の確認を行う。
- (イ) 市発注工事において低入札受注工事の実績がある場合は、当該工事について、アからクまでの内容を確認するとともに、工事成績を確認する。

ケ 経営状況（取引金融機関及び保障会社への意見照会）

上記の内容について、以下の調査を行う。

- (ア) 直近の審査基準日の経営事項審査結果通知書の提出を求め、自己資本額、経常利益額、完成工事高等を調査し、工事を施工する能力があるか及び経営状態が著しく悪化していないかを確認する。
- (イ) 信用調査機関における信用情報の有無について確認する。

コ 信用状況

上記の内容について、以下の調査を行う。

- (ア) **建設業法（昭和24年法律第100号）**違反の有無
- (イ) 賃金不払の状況の有無
- (ウ) 下請代金の支払遅延状況の有無
- (エ) その他

サ 第1次下請の予定業者名及び下請金額

下請業者を予定している場合は、予定している施工体制台帳、施工体系図、下請業者の見積書及び下請業者の確認書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか及び下記の点について

て確認する。

(ア) 下請業者が提出された金額で契約する意思があること。

(イ) 当該金額が建設業法第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金でないこと。

(ウ) 以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者に内容の聴取を行う。

a 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合

b 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法、数量等）が明確でない場合

c 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合

(3) 第1号の規定により提出された書類に基づき、調査対象者から聴取し、低入札価格調査書（別紙1-2）を作成するものとする。

(4) 調査対象者が、調査を拒否し、又は協力しない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがないことが証明されないことから、この場合は、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものとする。

第8 合理的な理由があると認められる基準

契約担当者及び工事担当所属長等が合理的な理由があると認められる場合は、次の全てに合致する場合とする。この場合において、具体的な施工が困難と判断される理由又はその心証が得られなかった場合は、調査対象者と契約しなければならない。

(1) 経営状況が危険でないと判断されること。

(2) 工事費内訳書及びその内容の聴取により、資材、建設機械及び労務者の供給が著しく困難とは認められないこと。

(3) 手持工事量等の状況から受注意欲の高さに合理的理由が認められること。

第9 調査の結果の措置

契約担当者及び工事担当所属長等は、調査の結果について、低入札価格調査書に意見を付して、低入札調査審査会の決定を求めなければならない。

第10 低入札調査審査会による落札者の決定

低入札調査審査会は、第9の書類が送付されたときは、速やかに低入札価格調査書の内容を審査の上、契約の適否を決定し、市長に連絡するものとする。

第11 次順位者を落札者とした場合の措置

市長は、次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札者とした場合は、その旨を入札参加者全員へ通知するものとする。

附 則（平成23年3月25日制定）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月24日制定）

この要領は、平成24年1月1日から施行し、同日以後に公告、通知する入札から適用する。

附 則（平成25年6月11日制定）

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に公告、通知する入札から適用する。

附 則（平成26年2月28日制定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日制定）

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に公告、通知する入札から適用する。

附 則（令和元年9月19日制定）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日制定）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、この要領による改正前のそれぞれの要領の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月25日制定）

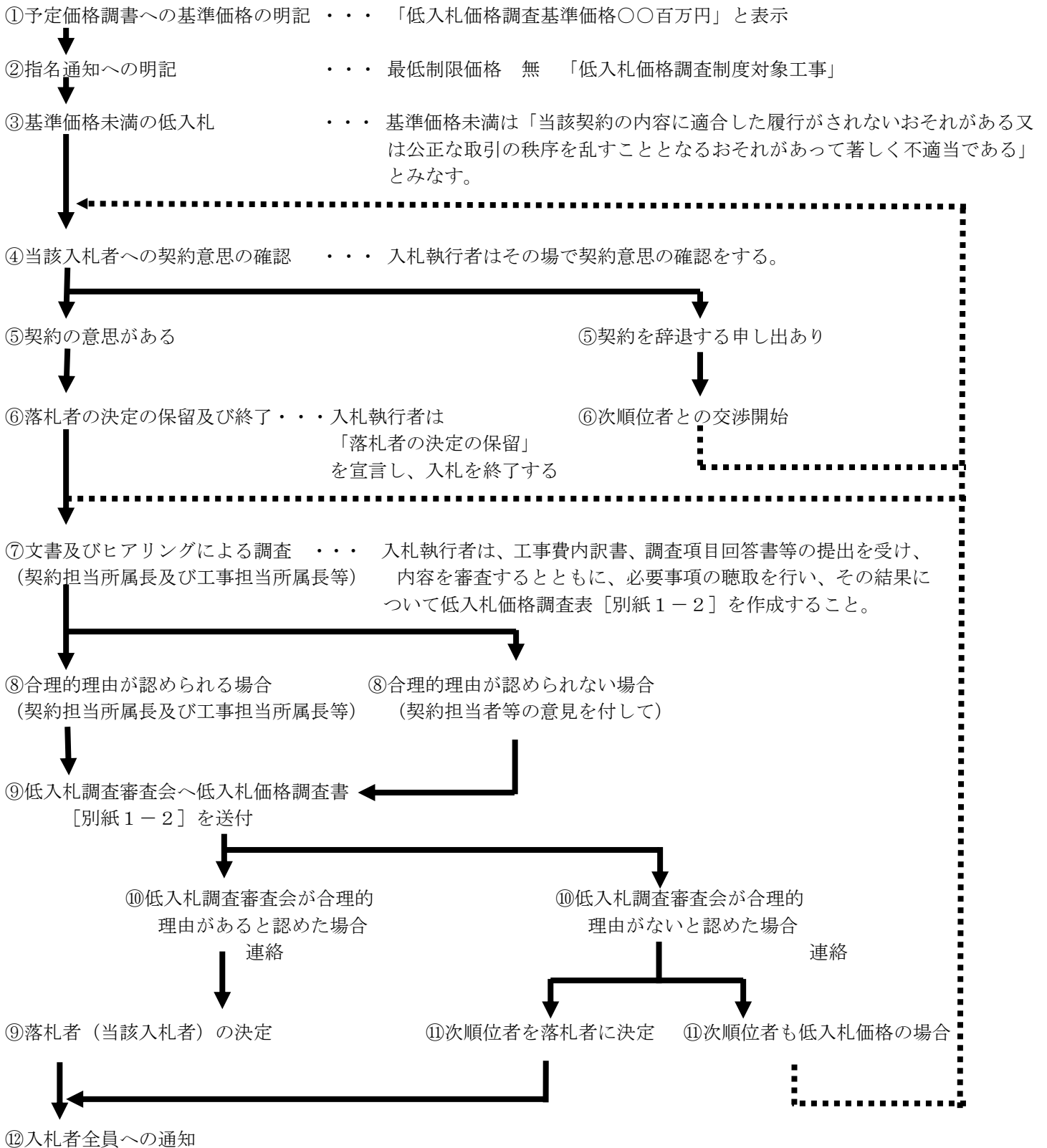
（施行期日）

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の八幡浜市低入札価格調査制度運用要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告し、及び通知する入札から適用し、同日前に公告し、及び通知する入札については、なお従前の例による。

低入札価格調査制度のフロー図



別紙 1 - 1

調査項目

- ① その価格により入札した理由
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と調査対象者の関係
- ⑦ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法
- ⑧ 労務者等の具体的供給方法
- ⑨ 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
- ⑩ 経営状況（取引金融機関、保証会社への意見照会）
- ⑪ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- ⑫ 第1次下請の予定業者名及び下請金額
- ⑬ その他

別紙 1 - 2

低入札価格調査表

工事番号			
工事名			
工事場所			
調査基準価格		入札価格	
調査年月日			
調査対象者名			
調査に応じた者の職氏名			
調査を実施した者の職氏名			
調 査 内 容			
1 その価格により入札した理由			
2 契約対象工事付近における手持工事の状況			
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況			
4 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）			
5 手持資材の状況			
6 資材購入先及び購入先と調査対象者の関係			
7 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法			
8 労務者等の具体的供給方法			

別紙 1 - 2

9 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
10 経営状況（取引金融機関、保証会社への意見照会）
11 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
12 第1次下請の予定業者名及び下請金額
13 その他
<p>【契約関係担当者の判断】</p> <p><input type="checkbox"/> 契約内容に適合した履行がなされると認める（当該業者を落札者とする）。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める（次順位を落札者とする）。</p> <p>（理由）</p> <p>年 月 日</p> <p>契約担当所属長</p> <p>工事担当所属長</p>

年 月 日

契約担当所属長 様

(下請業者) 住 所
名称又は商号
代 表 者

確 認 書

第 号 工事について、下記のとおり（元請業者名）から下請けをします。

なお、当該下請金額は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金ではありません。

記

- | | | |
|--------|------|---|
| 1 下請金額 | | 円 |
| 2 工事内容 | 工 一式 | |
| | 工 一式 | |

年 月 日

様

契約担当所属長

落札者決定通知書

下記のとおり、落札者を決定したので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 開札日
- 4 落札者の氏名
- 5 落札者の住所
- 6 落札金額

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。